公益財団法人みずほ農場教育財団個人情報保護規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人みずほ農場教育財団(以下「当財団」という。)の事業活動に伴う個人情報を保護するため、当財団の理事、監事、評議員及び事務局員等、当該事業活動に携わる者が遵守すべき基本事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、当財団の事業活動に伴う個人情報(以下「個人情報」という。)とは、個人情報保護に関する法律(以下「個人情報保護法」という。)第2条第1項に定める個人情報で、現在又は過去のいずれかの時点で当財団と関係を有したものに関するもののうち、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号)第1項又は第2項に定められた特定個人情報を含まないものであって、当財団の奨学生募集、給付及び指導等当財団の事業を遂行するうえで取得した本人並びに保護者の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、学校名及びその他の記述により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。)をいう。

(青務)

- 第3条 当財団は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を害することのないよう努めるとともに、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。
- 2 当財団の理事、監事、評議員及び事務局員並びにこれらの職にあった者は、職務上知り得た個人情報を他に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。

(個人情報の内容)

- 第4条 本規程は、コンピューター・システムにより処理されているか否か及び書面により 記載されているか否か等を問わず、当財団において取り扱われるすべての個人情報を対 象とする。
- 2 個人情報の内容は、別表に掲げるものをいう。

(利用の目的)

- 第5条 当財団は個人情報の利用目的を次のとおりとし、この目的以外では個人情報を取得しないものとする。
 - (1) 奨学生を募集するため

- (2) 奨学金を給付するため
- (3) 奨学生を指導するため
- (4) 奨学金の給付が終了した後、当財団と良好な関係を維持するため
- (5) 奨学金給付台帳を作成するため
- (6) その他当財団の目的を達成するため

(個人情報の安全性管理)

- 第6条 当財団は、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内で、その保有する個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。
- 2 当財団は、個人情報の漏洩、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のため に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 個人情報の安全性を確保するため、管理方法は次のとおりとする。
 - (1) 個人情報は、当財団が指定するロッカーに備置きし、施錠しなければならない。
 - (2) 離席する時は、個人情報を机上に放置してはならない。
 - (3) 退室時には、個人情報を所定の場所に収納しなければならない。
 - (4)個人情報を記録した媒体の廃棄については、当該情報の復元又は判読が不可能な方法により行う。
 - (5)前号に規定する廃棄を外部の業者に委託するときは、当該業者に対し、復元不能な 方法により廃棄した旨の証明書を徴するものとする。
 - (6) 個人情報は、関係者以外がいる場所では閲覧又は開示してはならない。

(個人情報の備置き期間)

- 第7条 個人情報の備置き期間は、次のとおりとする。ただし、理事長が延長を認めた場合 には必要な期間延長することができる。
 - (1) 奨学生採用者 奨学金の給付が終了した翌年度の末日
 - (2) 奨学生非採用者 不採用が決定した翌年度の末日

(個人情報の廃棄等)

第8条 備置き期間を経過した個人情報は、速やかに廃棄又は消去しなければならない。

(個人情報の利用及び提供))

第9条 個人情報の利用及び提供は、本人が同意した利用目的の範囲で行わなければならない。

(個人情報の開示等)

第10条 個人情報の開示、照会を求められた場合は、厳正に本人の確認を行い、適切に対

応しなければならない。ただし、奨学生の選考過程等に関する情報については、この限りではない。

(個人情報の訂正等)

第11条 個人情報の訂正、削除を求められた場合は、厳正に本人の確認を行い、記載事項 を確認し、速やかに訂正、削除しなければならない。

(個人情報の停止等)

第12条 個人情報の停止及び当財団からの連絡を拒まれた場合は、厳正に本人の確認を行い、対応しなければならない。

(改廃)

第13条 この規定の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、平成28年4月15日から施行する。

附則

この規程は、令和元年10月9日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年2月8日から施行する。

附則

この規程は、令和5年2月13日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月25日から施行する。

別表

書類の種類	書類の名称
応募時提出書類	奨学生申請書・履歴書
	口座届
	学校長、学長、学部長等の推薦書
	確定申告書
応募時提出書類	自治体が発行する納税証明・所得証明
	源泉徴収票
	戸籍謄本
	在学証明書・成績証明書
定期提出書類	奨学生現況届
	成績証明書
各種変更届	転居、転籍、転学届
	休学、退学届
	改氏名、転職、結婚届
	口座変更届
	申込者変更届
継続時提出書類	奨学金受給更新願 (進級)
更新時提出書類	奨学金受給更新願 (進学)
	継続時推薦書
その他	その他個人情報を含む書類